

石岡市立東成井小学校
いじめ防止基本方針

作成日：2025年4月 改訂

I いじめ防止対策のための基本方針

はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、携帯電話等による新たないじめ問題が生じ、いじめはますます潜在・複雑化する様相を見せている。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※ 以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

(2) いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団

の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) いじめの基本理念

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に努めることが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止対策

(1) 児童の実態を把握するために

① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。そのためには、児童と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、児童の言動から、個々の置かれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、日常の観察が基盤となり、児童及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

(2) 望ましい集団を育成するために

児童が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」、「絆づくり」の取組が重要である。

縦割り班活動において、児童一人一人の自己有用感の高揚を図り、学級では、エンカウンターの手法を取り入れた話し合い活動を各学級の実態に応じて行っていく。

児童は、環境に大きな影響を受ける。教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

① 児童から信頼される教職員

児童は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員同士が互いに思いやりある関係を築けるよう組織づくりに協力し合い、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気大切である。

③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの個性や多様性を認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」、「そんな弱い自分でも大丈夫なんだ」という弱い自分を認める、という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが自己肯定感を高め、児童は大きく変容する。

(3) 命や人権を尊重する心を育てるために

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

③ 情報モラル教育の充実

近年、子供達が携帯電話やインターネットを利用する機会が急激に増えている。こうした中で、インターネット上で誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆる「ネットいじめ」が深刻化してきている。メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図り、インターネットを利用する上でのルールやマナーについて理解を深める必要がある。また、情報を簡単に収集することができる等の良さがある一方で、加害児童生徒が簡単に被害児童生徒になってしまうことがあるなど、利用の危険性についても十分に知る必要がある。

(4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

3 早期発見

(1) いじめを見抜く教師の目（アンテナを常に高くはる）

① 児童の立場に立つ

いじめを見抜くためには、児童一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉を丸ごと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

② 共感的に理解する

教師は、児童の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

(2) いじめ発見の手立て

① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

② チェックリスト

いじめを早期発見するために、児童の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。石岡市作成の「いじめ早期発見チェックリスト」を繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

② 相談体制

定期的な教育相談を行うとともに、オンライン教育相談の場を設定し、チャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要があれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら教育相談を

行う。

③ 養護教諭との連携

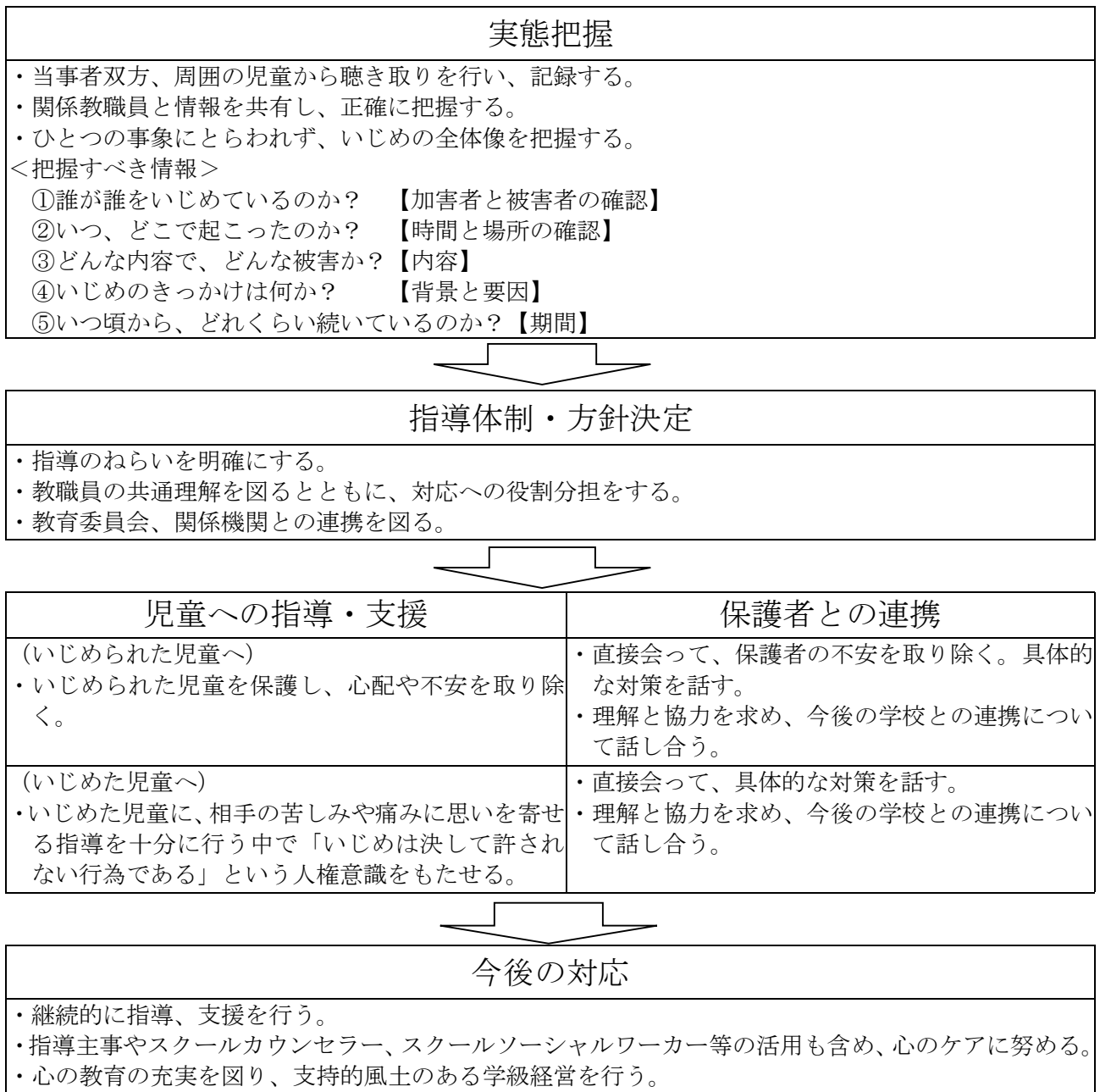
担任以外の教職員に相談する機会を設ける。また、担任と養護教諭との情報交換を密にすることにより、いじめに早期発見につなげる。

④ 定期的な職員研修（生徒指導情報交換会）

担任やその他の職員による児童の日頃の様子や、気になる児童への対応を情報交換することにより、学校全体で児童を見守る。

4 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

児童に対して

- 事実確認をするとともに、受容的かつ共感的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

5 重大事態とその対処

(1) 重大事態の調査

重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、**「疑い」が生じた段階で調査を開始する。**

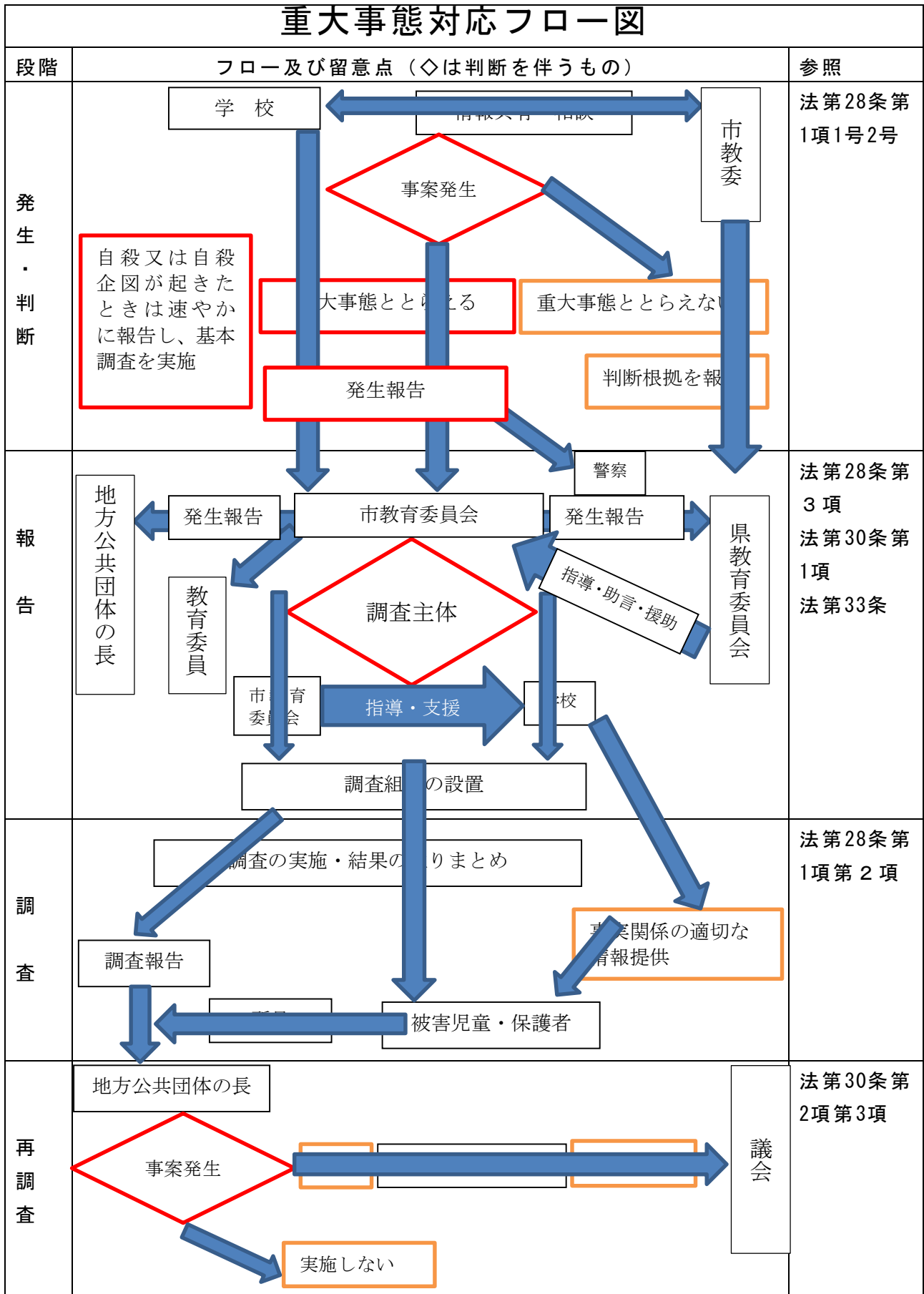
※ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等）

※ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安・一定期間連続して欠席）

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談・通報を行い、連携して対応する。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

重大事態対応フロー図



※ 市町村教育委員会から県教育委員会への報告は「調査」「再調査」の各段階においても適時行うものとする。

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	<ul style="list-style-type: none"> ◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略） ◇動画共有サイト
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のために

保護者会等で伝えたいこと

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること（一方的なルールづくりではなく、必ず守れるルールづくりを行う、守れたかどうかをチェックする機会をつくる）
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

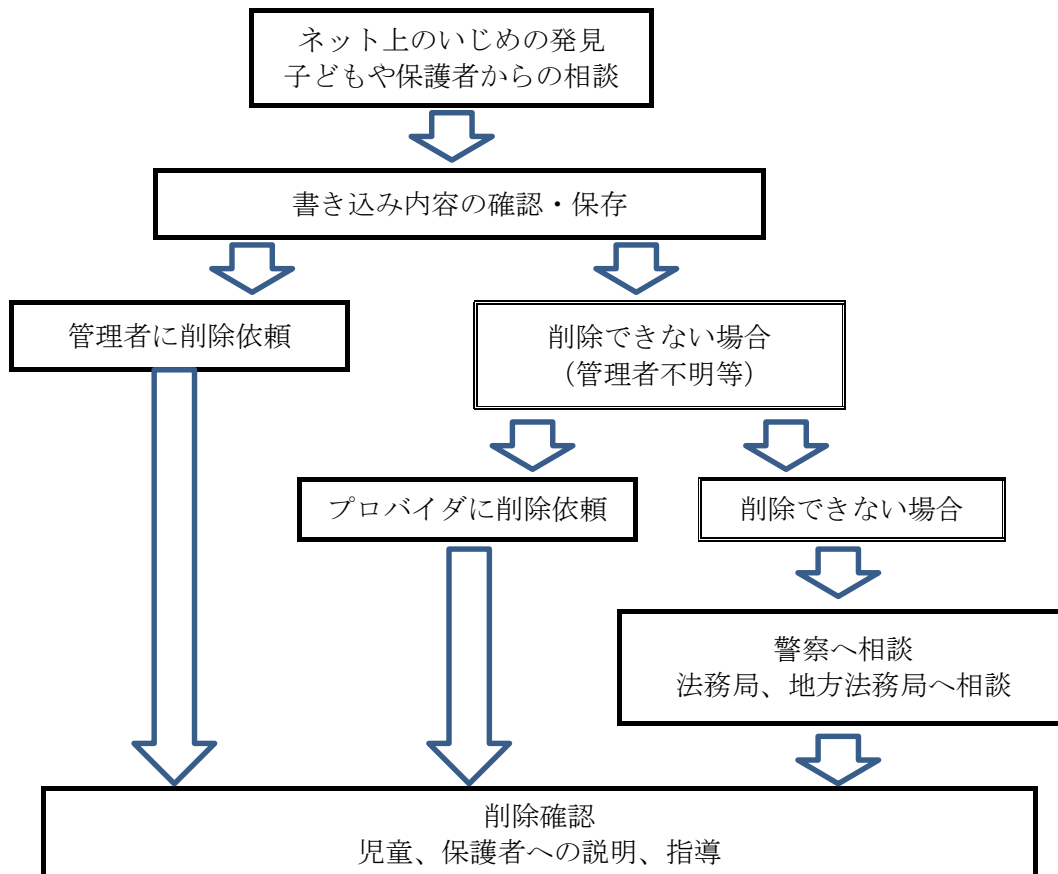
児童への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・ 「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

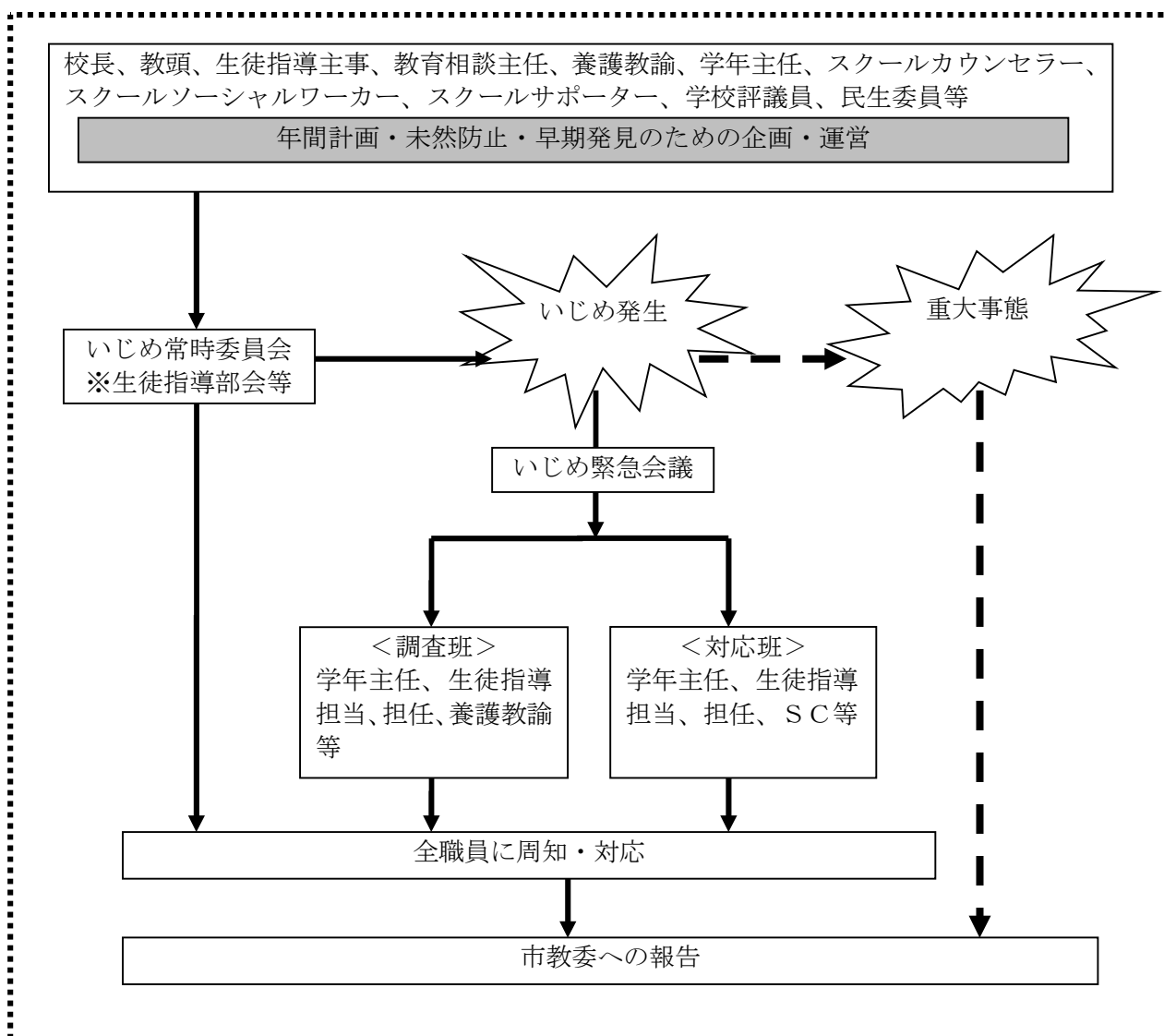
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ防止対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画>

	4月	5月	6月	7月
職員会議等	いじめ対策委員会、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告			
	いじめ対策委員会 ・方針、指導計画			
防止対策	学級・学年づくり、人間関係づくり	校内、中学校区いじめ防止フォーラム		
	縦割り班活動			
早期発見	児童アンケート			
			教育相談	

	8月	9月	10月	11月	12月
職員会議等	いじめ常時委員会、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告				
		いじめ対策委員会 ・情報共有			
防止対策		学級・学年づくり 人間関係づくり	保護者アンケート		なかよし集会
		縦割り班活動			
早期発見	児童アンケート				
				保護者アンケート	教育相談

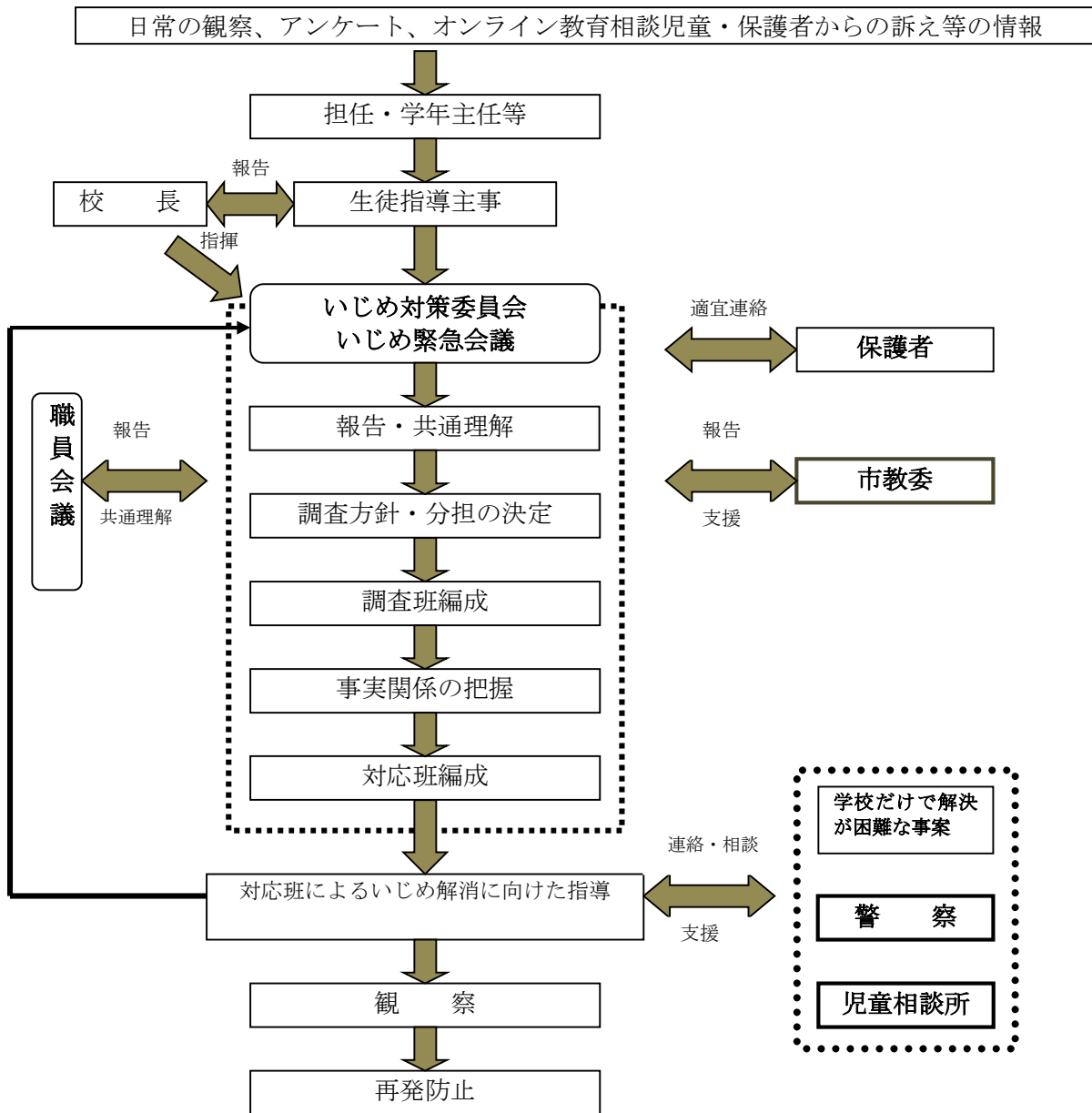
	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ常時委員会、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告		
		いじめ対策委員会 ・次年度の課題把握	
防止対策	新入生事前指導	保護者アンケート	
	校内、中学校区いじめ防止フォーラム		
	縦割り班活動		
早期発見	児童アンケート		
	教育相談		

<年間計画 >

月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員会議等	未然防止	早期発見
4	いじめ対策委員会、職員会議（情報共有）、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告、縦割り班遊び	○職員会議（方針、指導計画職員周知） ○あいさつ運動 ○PTA総会、授業参観、学年懇談会 ○家庭確認	○いじめ対策委員会（方針、指導計画） ○配慮を要する児童情報共有 ○生徒指導情報共有（集会）	○SDGsと関連させたいじめ、差別について指導 ○なるいっこの約束、学級開き、学級ルール確認	○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
5		○あいさつ運動	○生徒指導情報共有（集会）	○いじめ防止スローガン作成	○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
6		○あいさつ運動 ○小小連携いじめ防止フォーラム	○生徒指導情報共有（集会）	○校内いじめ防止フォーラム	○教育相談 ○児童アンケート ○保護者アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
7		○あいさつ運動	○生徒指導情報共有（集会）	○携帯、スマホ教室	○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
8			○いじめ対策校内研修 ○SOSをつくりやすい環境づくり校内研修	○長期休暇中対応作成（市教委提出）	○なるいっこ相談BOX（オンライン）
9		○あいさつ運動	○生徒指導情報共有（集会）		○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
10		○あいさつ運動 ○運動会	○配慮を要する児童情報共有 ○生徒指導情報共有（集会）		○児童アンケート ○保護者アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
11		○あいさつ運動 ○小小連携あいさつ運動 ○フリー参観	○生徒指導情報共有（集会）		○教育相談 ○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
12		○あいさつ運動 ○なかよし集会	○生徒指導情報共有（集会）	○長期休暇中対応作成（市教委提出）	○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
1		○あいさつ運動 ○新生保護者説明会	○生徒指導情報共有（集会）		○児童アンケート ○教育相談 ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
2		○あいさつ運動 ○中学校区いじめ防止フォーラム ○授業参観、学年懇談会	○生徒指導情報共有（集会）	○いじめ防止行動振り返り ○校内いじめ防止フォーラム	○児童アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）
3		○あいさつ運動	○いじめ防止基本対策方針見直し ○生徒指導情報共有（集会）	○長期休暇中対応作成（市教委提出）	○児童アンケート ○保護者アンケート ○なるいっこ相談BOX（オンライン）

3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。